第十五条第五項第二号イの次に次のように加える。

ロ　第一項第二号に掲げる者　十五万千五百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五十円とする。

第十五条第五項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「第一項第一号」を「第一項第十一号」に、「二万二千円」を「二万八千円」に改め、同号ハ中「第一項第六号」を「第一項第十四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第一項第十二号に掲げる者　二万二千円

第十五条第五項第四号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号イ中「第一項第一号」を「第一項第十号又は第十一号」に、「一万千円」を「一万四千円」に改め、同号ハ中「第一項第六号」を「第一項第十四号」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第一項第五号」を「第一項第十三号」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第一項第十二号に掲げる者　一万千円

第十五条第九項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第一号の規定が適用される者（次号又は第六号に掲げる者を除く。）　四十一万円

第十五条第十一項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号までの規定」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号及び第六号」に改める。

第十六条第一項第一号中「イからへまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからへまでに掲げる者以外の」を「前条第一項第一号に掲げる」に、「六万千五百円」を「三十四万二千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同号へ中「前条第一項第六号」を「前条第一項第十四号」に改め、同号へを同号カとし、同号ホ中「前条第一項第五号」を「前条第一項第十三号」に改め、同号ホを同号ワとし、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第九号」に改め、同号ニを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ　前条第一項第十号に掲げる者　六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

ル　前条第一項第十一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

ヲ　前条第一項第十二号に掲げる者　六万千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、三万四千五百円とする。

第十六条第一項第一号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ハを同号へとし、同号への次に次のように加える。

ト　前条第一項第七号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　十一万四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

チ　前条第一項第八号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　九万八千百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

第十六条第一項第一号ロ中「前条第一項第二号に掲げる」を「前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　二十万九千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

ホ　前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　十九万四千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万二千円とする。

第十六条第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ　前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　三十万三千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百一万円に満たないときは、百一万円）から百一万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

第十六条第一項第二号中「イからへまで」を「イからカまで」に改め、同号イ中「ロからへまでに掲げる者以外の」を「前条第二項第一号に掲げる」に、「三万七百五十円」を「十七万千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十七万円に満たないときは、五十七万円）から五十七万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号イただし書中「二万二千二百円」を「七万五十円」に改め、同号へ中「前条第二項第六